

早めの準備で正しい申告を



市・県民税は2月3日(月)、所得税は2月17日(月)から申告を受け付けます。
会場により受付時間が異なりますので、日程を確認してください。

日時と会場を確認して

市・県民税、所得税の申告会場と受付日時は3ページの表の通りです。

雑損控除を含む市・県民税の申告は市役所のみになります。また、成田税務署特設会場では、市・県民税の申告はできませんので注意してください。

次の時間は混雑することが予想されるため、避けて申告することをお勧めします。

- 午前9時ごろ(全ての会場)
- 午前中(下総・大栄支所)

市・県民税の申告

令和2年1月1日現在、市内に住んでいた人で、令和元年中に次に当てはまる人は、市・県民税の申告をする必要があります。

ただし、令和元年分の所得税の

確定申告をした人や、勤務先から給与支払報告書(年末調整済み)が提出される人は、市・県民税の申告をする必要がありません。

- 事業所得などがあつた人：営業・農業・そのほかの事業での所得や、配当・不動産などの所得があつた人(所得が少ない場合や赤字の場合でも申告が必要。あつた場合は収支内訳書を作成してください)
- 給与所得者で次のいずれかに当てはまる人
 - ・勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
 - ・給与所得以外に所得があつた人
 - 「公的年金等」の受給者で次のいずれかに当てはまる人
 - ・「公的年金等」の所得以外に所得があつた人
 - ・公的年金の源泉徴収票に記載さ

申告を忘れると

今回の申告は、令和2年度の市・県民税を算出する基礎となります。申告をしないと、保育園に入園するときや融資を受けるとき、公営住宅に入居するときなどに必要な証明書類の発行ができません。

必ず申告をしてください。

※市・県民税についてくわしくは
市民税課(☎20・1513)へ。

所得税の確定申告

成田税務署特設会場の入り口は
午前10時までは立体駐車場連絡通
路から入る2階C入り口のみにな
ります。

次に当てはまる人は、成田税務
署特設会場で申告してください。

- 雑損控除を受ける人
- 寄附金控除を受ける人(ふるさと納税をした人など)
- 分離課税譲渡・配当等・山林・退職所得となる人
- 営業や農業などの事業収入・不動産収入が500万円以上となる人

- 青色申告をする人
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける人
- 準確定申告(納税者が出国・死亡した場合の申告)をする人

年金所得者は

確定申告が不要な場合も

「公的年金等」の収入金額の合計が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下である場合、所得税の確定申告をする必要はありません。なお、所得税の還付を受けるための確定申告はできません。また、この要件に当てはまる人でも市・県民税の申告が必要なる場合があります。

「確定申告書等作成コーナー」で書類の作成を

申告書の作成には、国税庁ホームページにある「確定申告書等作成コーナー」を利用すると便利です。

画面の案内に従って金額などを入力すると、税額などが自動計算され、所得税や復興特別所得税の申告書、青色申告決算書などが作成できます。パソコンのほか、タブレット、スマートフォンからも利用できます。

このデータを使って、直接税務署に電子申告することができます。印刷して郵送などで税務署に提出することもできます。

なお、電子申告をする際には、電子証明書とICカードリーダーが必要になります。また、電子証明書の取得にはマイナンバーカードが必要です。

申告のときに必要な物

- 全ての人…マイナンバーカード・通知カード・マイナンバー記載の住民票のいずれか、本人確認書類(マイナンバーカードがあれば不要)、印鑑
- 給与所得者と年金所得者…源泉徴収票(コピーも可)
- 事業を営んでいる人…収入や支出が分かる物、平成30年分の収支内訳書(控用)
- 雑損控除を受ける人…り災証明書や修繕費の領収書など、被害状況や損害額が確認できる物
- 医療費控除を受ける人…医療費控除の明細書やセルフメディケーション税制の明細書など
- 社会保険料控除・寄附金控除を受ける人…支払金額が確認できる物
- 生命保険料控除・地震保険料控除を受ける人…支払証明書
- 障害者控除を受ける人…障害者手帳など
- 所得税の還付を受ける人…申告者本人の振込先口座が分かる物

郵送でも提出できます

- 市・県民税申告書…〒286-8585 花崎町760 成田市役所市民税課
- 確定申告書…〒286-8501 加良部1-15 成田税務署

申告にはマイナンバーの記載が必要です

市・県民税、所得税の申告にはマイナンバーの分かる物と、本人確認書類の提示、または写しの添付が必要です。

また、家族が代理で申告する場合でも、申告者本人の書類が必要です。

扶養控除などを申告する場合は被扶養者のマイナンバーを記載してください。

※くわしくは、所得税の確定申告については成田税務署(☎28・5151)または国税庁ホームページ(<https://www.ntago.go.jp/>)、電子証明書とマイナンバーカードについては市民課(☎20・1525)へ。

申告会場と受付日時

混雑の状況によっては、時間内であっても受け付けを終了することがあります。

会場	受付日	受付時間
市・県民税(営業・不動産・農業所得を除く)の申告		
市民税課(市役所2階)	2月3日(月)~14日(金)(土・日曜日、祝日を除く)	午前9時~正午 午後1時~4時
所得税の申告		
成田税務署特設会場(イオンモール成田2階イオンホール)	2月17日(月)~3月16日(月)(土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月24日(月)と3月1日(日)は受け付けます)	午前9時~午後4時 (提出は午後5時まで)
市・県民税と所得税の申告		
市役所6階中会議室	2月17日(月)~3月16日(月)(土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月24日(月)と3月1日(日)は受け付けます)	午前9時~正午 午後1時~4時
下総支所2階	2月24日(月)~26日(水)	
大栄支所2階	3月1日(日)~3日(火)	
中郷公民館	2月19日(水)	
公津公民館	2月20日(木)	
豊住公民館	2月21日(金)	
保健福祉館	2月27日(木)	午前9時~正午
八生公民館	2月28日(金)	
久住公民館	3月5日(木)	
三里塚コミュニティセンター	3月6日(金)	